

# 労災かくしは「犯罪」です！

～労働者死傷病報告の適正な提出をお願いします～

事業者は、労働者が労働災害等により休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害の発生をかくすために、労働者死傷病報告を、故意に提出しないこと、虚偽の内容を記載して提出することを「労災かくし」といいます。

以下の例のように、提出を怠るか、または虚偽の内容を報告すると、50万円以下の罰金に処せられる場合があります。つまり、労災かくしは法違反であり、犯罪行為ということになります。

## CASE 1：元方事業者に報告したくない

建設業などの重層請負関係において、下請事業者で発生した労災を元方事業者に報告すると、今後の仕事の受注に影響があるなどして、元方事業者に報告せず、自社作業場内で怪我をしたことにして、処理をするケース

## CASE 2：本社・支社に報告したくない

営業所や工場等の事業場で労災が発生しても、上層部である本社や支社に報告すると、今後の人事評価に影響を及ぼすおそれがあるとして、虚偽の内容で報告するほか、そもそも労災があったことを隠すケース

## CASE 3：労働基準監督署等に報告したくない

労働基準監督署に報告した際、労働基準監督署の調査が入る可能性があり、行政指導、司法処分をおそれて報告しないケース。さらに公共事業などで発注者である国や地方自治体にも、今後の仕事の受注に影響が出てしまうことを懸念して報告しないケース

労働災害防止対策を講じ、災害を起こさないことが重要ですが、万が一労働災害が発生した場合には適切な対応をお願いします。

※労働者死傷病報告については、裏面を参照してください。

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されました！

※経過措置として。当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません。

また、報告について、休業4日以上の場合は遅滞なく、休業4日未満の場合は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子申請により報告してください。（下表参照）（労働安全衛生規則第97条）

休業日数	報告のタイミング
休業4日以上（死亡含む）	災害発生後遅滞なく
休業4日未満（1日～3日）	
1月から3月までに発生したもの	4月末日まで
4月から6月までに発生したもの	7月末日まで
7月から9月までに発生したもの	10月末日まで
10月から12月までに発生したもの	1月末日まで

電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用ください。



※「電子申請」を利用する場合、e-Govアカウント、G Biz ID、またはMicrosoftアカウントが必要です。  
※「電子申請」の場合は、スマートフォンなどのモバイル端末での操作もできます。

## 報告事項

- ①労働保険番号(建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号)
- ②事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- ③常時使用する労働者の数
- ④建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
- ⑤事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
- ⑥建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
- ⑦労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
- ⑧労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
- ⑨休業見込期間又は死亡日時(休業の日数が四日に満たないときは、休業日数)
- ⑩労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者を除く。)である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- ⑪労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
- ⑫報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名